

第2号議案

リブレース対象廃止計画のリブレース該当可否判断について

(案)

発電事業者から提出された供給計画において、以下の2案件の設備容量10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画の記載があったため、以下の通り、事務局において、業務規程第90条第2項の規定に基づきリブレース対象事業者に対してリブレースの該当性を判断するために必要な事項について確認を行った結果を踏まえ、同条第3項の規程に基づき、当該発電設備等の廃止計画はリブレースに該当しないと判断することとする。

○案件1

1. リブレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：四国電力株式会社

供給計画届出日：平成28年4月27日

廃止する発電設備：伊方発電所1号機（56万6千キロワット）

廃止する発電設備の最大受電電力：56万キロワット

廃止時期：平成28年5月

2. 該当性判断

当案件は業務規程第90条第1項第3号に該当しないため、リブレースに該当しないと判断する。

3. 判断の根拠(事務局確認事項)

- ・ 現時点において、リブレース対象事業者が提出している供給計画において、当該発電設備等の廃止に伴う新設発電設備等の記載がないこと。
- ・ 送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リブレース対象事業者が第一電気所と同一となる地域で発電設備等の建替えを予定している旨の報告）がないこと。
- ・ リブレース対象廃止計画を提出した発電事業者に対して、当該リブレース対象廃止計画に記載された発電設備等の廃止計画がリブレースに該当するか否か（リブレースに該当するための新設発電設備等があるかどうか）を確認した結果、リブレース対象事業者が発電設備等の建替えを行う予定はない旨の回答を得たこと。

○案件 2

1. リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：九州電力株式会社

供給計画届出日：平成 28 年 4 月 27 日

廃止する発電設備：苅田新 2 B・新 2 T（37 万 5 千キロワット）

廃止する発電設備の最大受電電力：35 万 9 千キロワット

廃止時期：平成 29 年度

2. 判断結果

当案件は業務規程第 90 条第 1 項第 3 号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

3. 判断の根拠

- ・ 現時点において、リプレース対象事業者が提出している供給計画において、当該発電設備等の廃止に伴う新設発電設備等の記載がないこと。
- ・ 送配電等業務指針第 125 条の規定に基づく報告（リプレース対象事業者が第一電気所と同一となる地域で発電設備等の建替えを予定している旨の報告）がないこと。
- ・ リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者に対して、当該リプレース対象廃止計画に記載された発電設備等の廃止計画がリプレースに該当するか否か（リプレースに該当するための新設発電設備等があるかどうか）を確認した結果、リプレース対象事業者が発電設備等の建替えを行う予定はない旨の回答を得たこと。

以 上

【添付資料】

別紙 1：四国電力株式会社提出の供給計画の抜粋（発電設備等の廃止計画記載部分）

別紙 2：九州電力株式会社提出の供給計画の抜粋（発電設備等の廃止計画記載部分）